

様式第 6 (第 8 条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

平成 年 月 日

殿

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

表 1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出ガス量 (m ³ N/日)	排出ガス中 の酸素濃度 (%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ /m ³ N)	試料 採取者	分析者	備考
H27. 3. 3 9:50～13:50	24000 (m ³ /h) dry	11.2	煙道	廃棄物焼却炉	H27. 3. 26	2.1	(株)東洋電 化テクノリ サーチ	(株)三浦 工業	

表 2 排水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m ³ /日)						

表 3 ばいじん等

採取年月 日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名 称 及 び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料 採取者	分析者	備考
H27. 3. 4	燃え殻	焼却炉	廃棄物焼却炉	H27. 3. 26	0.17	(株)近澤建 設	(株)三浦工 業	
H27. 3. 4	ばいじん	ばいじん抜き出 し口	廃棄物焼却炉	H27. 3. 26	0.017	(株)近澤建 設	(株)三浦工 業	

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第 3 条第 1 項に基づき換算した測定結果については、別紙 1 を添付するものとする。
- 3 規則第 3 条第 2 項に基づき換算した測定結果については、別紙 2 を添付するものとする。
- 4 2 以上の測定結果がある場合は、添付する別紙 1 又は 2 のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあつては表 1、排水にあつては表 2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあつては表 3 に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて 1 葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2 以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表 3 の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
- 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度 (酸素換算)	試料における 定量下限 (酸素換算)	試料における 検出下限 (酸素換算)	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.79	0.006	-	0.1	0.079
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.70	0.007	-	0.03	0.0210
	2,3,4,7,8-PeCDF	1.5	0.007	-	0.3	0.45
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.94	0.01	-	0.1	0.094
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	1.0	0.01	-	0.1	0.10
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.41	0.006	-	0.1	0.041
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	1.4	0.009	-	0.1	0.14
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	2.6	0.006	-	0.01	0.026
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.40	0.01	-	0.01	0.0040
	OCDF	1.5	0.01	-	0.0003	0.00045
	Total PCDFs	-	-	-	-	0.96
ポリ塩化ジベンゾキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.14	0.009	-	1	0.14
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.56	0.008	-	1	0.56
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.46	0.01	-	0.1	0.046
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.87	0.02	-	0.1	0.087
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.53	0.01	-	0.1	0.053
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	4.1	0.01	-	0.01	0.041
	OCDD	9.3	0.02	-	0.0003	0.00279
	Total PCDDs	-	-	-	-	0.93
Total (PCDFs + PCDDs)		-	-	-	-	1.9
ポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)	1.1	0.005	-	0.0003	0.00033
	3,3',4,4'-TeCB(#77)	2.5	0.01	-	0.0001	0.00025
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	1.6	0.007	-	0.1	0.16
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	0.39	0.01	-	0.03	0.0117
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	0.23	0.008	-	0.00003	0.0000069
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	1.2	0.01	-	0.00003	0.000036
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	1.2	0.01	-	0.00003	0.000036
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	0.99	0.01	-	0.00003	0.0000297
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	0.40	0.01	-	0.00003	0.0000120
	2,3,3',4,4',5-HxCB(#156)	0.84	0.009	-	0.00003	0.0000252
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	0.42	0.008	-	0.00003	0.0000126
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	0.56	0.01	-	0.00003	0.0000168
Total コプラナーPCB		-	-	-	-	0.17
Total ダイオキシン類		-	-	-	-	2.1
備考		第3の1				

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"ND"と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本工業規格 K0311、K0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙1(燃え殻)

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.15	0.006	0.002	0.1	0.015
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.088	0.006	0.002	0.03	0.00264
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.12	0.006	0.002	0.3	0.036
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.065	0.005	0.002	0.1	0.0065
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.072	0.007	0.002	0.1	0.0072
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	(0.003)	0.011	0.003	0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.081	0.008	0.002	0.1	0.0081
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.15	0.011	0.003	0.01	0.0015
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.013	0.011	0.003	0.01	0.00013
	OCDF	0.039	0.022	0.007	0.0003	0.0000117
	Total PCDFs	7.7	-	-	-	0.077
ポリ塩化ジベンゾキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.026	0.006	0.002	1	0.026
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.042	0.005	0.001	1	0.042
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.025	0.008	0.002	0.1	0.0025
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.040	0.007	0.002	0.1	0.0040
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.032	0.011	0.003	0.1	0.0032
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.16	0.011	0.003	0.01	0.0016
	OCDD	0.20	0.021	0.006	0.0003	0.000060
	Total PCDDs	8.0	-	-	-	0.079
Total (PCDFs + PCDDs)		16	-	-	-	0.16
ポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)	0.050	0.004	0.001	0.0003	0.0000150
	3,3',4,4'-TeCB(#77)	0.24	0.009	0.003	0.0001	0.000024
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	0.12	0.011	0.003	0.1	0.012
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	0.022	0.010	0.003	0.03	0.00066
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	0.013	0.009	0.003	0.00003	0.00000039
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	0.042	0.016	0.005	0.00003	0.00000126
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	0.052	0.012	0.004	0.00003	0.00000156
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	0.010	0.008	0.002	0.00003	0.00000030
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	0.011	0.009	0.003	0.00003	0.00000033
	2,3,3',4,4',5-HxCB(#156)	0.034	0.006	0.002	0.00003	0.00000102
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	0.018	0.010	0.003	0.00003	0.00000054
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	0.015	0.014	0.004	0.00003	0.00000045	
Total コプラナーPCB		0.63	-	-	-	0.013
Total ダイオキシン類		16	-	-	-	0.17
備考						

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 。) 、排水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 。) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。) とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"ND"と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本工業規格 K0311、K0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	(0.004)	0.006	0.002	0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.006	0.006	0.002	0.03	0.00018
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.010	0.006	0.002	0.3	0.0030
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.012	0.005	0.002	0.1	0.0012
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.017	0.007	0.002	0.1	0.0017
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.011	0.003	0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.021	0.008	0.002	0.1	0.0021
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.045	0.011	0.003	0.01	0.00045
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.011	0.011	0.003	0.01	0.00011
	OCDF	0.027	0.022	0.007	0.0003	0.0000081
	Total PCDFs	0.60	-	-	-	0.0087
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.006	0.002	1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.004	0.004	0.001	1	0.004
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	(0.005)	0.008	0.002	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.016	0.007	0.002	0.1	0.0016
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.011	0.011	0.003	0.1	0.0011
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.14	0.011	0.003	0.01	0.0014
	OCDD	0.25	0.021	0.006	0.0003	0.000075
	Total PCDDs	1.4	-	-	-	0.0082
Total (PCDFs + PCDDs)		2.0	-	-	-	0.017
ポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)	(0.004)	0.007	0.002	0.0003	0
	3,3',4,4'-TeCB(#77)	0.015	0.009	0.003	0.0001	0.0000015
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	(0.006)	0.010	0.003	0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	(0.004)	0.010	0.003	0.03	0
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	ND	0.009	0.003	0.00003	0
	2,3,4,4',5'-PeCB(#118)	(0.007)	0.016	0.005	0.00003	0
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	(0.006)	0.012	0.004	0.00003	0
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	ND	0.008	0.002	0.00003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	ND	0.009	0.003	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)	(0.005)	0.006	0.002	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	ND	0.010	0.003	0.00003	0
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	ND	0.014	0.004	0.00003	0	
Total コプラナーPCB		0.047	-	-	-	0.0000015
Total ダイオキシン類		2.0	-	-	-	0.017
備考						

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 。)、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"ND"と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本工業規格 K0311、K0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。